令和７年　第７回（定例）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和７年12月12日（金曜日）

議事日程（第１号）

令和７年12月12日　午前９時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　町長提出第112号議案　津和野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第５　町長提出第113号議案　津和野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第６　町長提出第114号議案　津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第７　町長提出第115号議案　津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第８　町長提出第116号議案　津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第９　町長提出第117号議案　津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第10　町長提出第118号議案　津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

日程第11　町長提出第119号議案　津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について

日程第12　町長提出第120号議案　津和野町水道事業給水条例の一部改正について

日程第13　町長提出第121号議案　令和７年度津和野町一般会計補正予算（第４号）

日程第14　町長提出第122号議案　令和７年度津和野町国民健康保険特別会計補正

予算（第３号）

日程第15　町長提出第123号議案　令和７年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第16　町長提出第124号議案　令和７年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第17　町長提出第125号議案　令和７年度津和野町病院事業会計補正予算（第１号）

日程第18　町長提出第126号議案　令和７年度津和野町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第19　町長提出第127号議案　令和７年度津和野町下水道事業会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　町長提出第112号議案　津和野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第５　町長提出第113号議案　津和野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第６　町長提出第114号議案　津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第７　町長提出第115号議案　津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第８　町長提出第116号議案　津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第９　町長提出第117号議案　津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第10　町長提出第118号議案　津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

日程第11　町長提出第119号議案　津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について

日程第12　町長提出第120号議案　津和野町水道事業給水条例の一部改正について

日程第13　町長提出第121号議案　令和７年度津和野町一般会計補正予算（第４号）

日程第14　町長提出第122号議案　令和７年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第15　町長提出第123号議案　令和７年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第16　町長提出第124号議案　令和７年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第17　町長提出第125号議案　令和７年度津和野町病院事業会計補正予算（第１号）

日程第18　町長提出第126号議案　令和７年度津和野町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第19　町長提出第127号議案　令和７年度津和野町下水道事業会計補正予算（第２号）

出席議員（11名）

１番　道信　俊昭君	２番　大江　　梨君
３番　丁　　泰仁君	４番　米澤　宏文君
５番　横山　元志君	６番　森本　修久君
７番　御手洗　剛君	９番　田中海太郎君
10番　寺戸　昌子君	11番　川田　　剛君
12番　草田　吉丸君	

欠席議員（１名）

８番　三浦　英治君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　倉木　正行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	副町長 ……	宮内　秀和君
教育長 ……	岩本　要二君	総務財政課長 ……	岸田　道治君
税務住民課長 ……	中田　紀子君		
つわの暮らし推進課長 ……			山本　早苗君
健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君
農林課長 ……	山下　泰三君	商工観光課長 ……	堀　　重樹君
環境生活課長 ……	野田　裕一君	建設課長 ……	安村　義夫君
教育次長 ……	山本　博之君	会計管理者 ……	小藤　信行君

午前９時00分開会

○議長（草田　吉丸君）　御起立をお願いします。

ただいまから津和野町民憲章の唱和を行います。

〔津和野町民憲章唱和〕

○議長（草田　吉丸君）　御着席ください。

それでは、皆さん、おはようございます。

本日、令和７年第７回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきありがとうございます。

１２月になり、寒さとともに、何かと年末の気ぜわしさを感じる今日この頃であります。少しうれしいことといいますと、ガソリンの値段が少しずつ下がってきたということではないかと思いますが、皆様も実感をしておられるのではないかと思います。

１２月末をもって暫定税率２５円が廃止になることから、国は補助金を暫定税率と同額の２５円に引き上げたということで、その影響が出てきていると思われます。中山間地域に住み、車は必需品である私達にとっては喜ばしいことであります。一方、道路財源等減額がされることがあってはなりませんので、国には、財源確保に向け声を上げていく必要もあると思います。

また、今回の補正で、物価高騰対策も予算計上をされているようであります。該当者の方に一日も早く届けられるよう、最大の御努力をお願いすることであります。本格的な冬を迎えるわけでありますが、道路や水道など雪害対策にも万全を期していただくようよろしくお願いをいたします。大きな災害もなく、希望の春を迎えられることを願いたいと思います。

三浦英治議員より、欠席の届けがあります。

ただいまの出席議員数は１１名であります。定足数に達しておりますので、令和７年第７回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、１１番、川田剛議員、１番、道信俊昭議員を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議をしておりますので、その結果について議会運営委員会御手洗副委員長より報告を求めます。７番、御手洗剛議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（御手洗　剛君）　議会運営委員会を令和７年１２月８日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしました。

今定例会の会期は、本日１２月１２日から１２月１９日までの８日間としたいと思います。

その他、会期中の日程につきましては、お手元にお配りをしております日程表にて御確認ください。

以上、協議した結果を報告いたします。

○議長（草田　吉丸君）　ありがとうございました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会副委員長報告のとおり、本日から１２月１９日までの８日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から１２月１９日までの８日間と決定をいたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３．諸般の報告

○議長（草田　吉丸君）　日程第３、諸般の報告をします。

９月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会報告に関する書類のほか、令和７年９月以降の例月出納検査報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

また、本日までに受理しました島根県農民運動連合会からの提出の政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書については、最終日に議題として取り上げます。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、必要な向きは御覧をください。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．議案第１１２号

日程第５．議案第１１３号

日程第６．議案第１１４号

日程第７．議案第１１５号

日程第８．議案第１１６号

日程第９．議案第１１７号

日程第１０．議案第１１８号

日程第１１．議案第１１９号

日程第１２．議案第１２０号

○議長（草田　吉丸君）　日程第４、議案第１１２号津和野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてより、日程第１２、議案第１２０号津和野町水道事業給水条例の一部改正についてまで、以上９案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　本日は、１２月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、条例案件９件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件７件、合計１６案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第１１２号でございますが、津和野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１１３号でございますが、津和野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１１４号でございますが、津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１１５号でございますが、津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１１６号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御

説明を申し上げます。

議案第１１７号でございますが、津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１１８号でございますが、津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１１９号でございますが、津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１２０号でございますが、津和野町水道事業給水条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第１１２号津和野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明いたします。

本案は、令和６年６月に改正された児童福祉法により、新たに創設されたこども誰でも通園制度を事業実施する事業者に対する運営に関する基準について、国が定めた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を参酌し、制定するものであります。

こども誰でも通園制度とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる、生後６か月から満３歳未満で保育所に通っていない子どもを対象とする新たな通園制度となります。

条例の概要としましては、第１章、総則として趣旨、定義及び一般原則が記載されています。

第２章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準としては、主に第１節第４条において利用定員に関する基準、第２節、運営に関する基準として、第５条にお

いて面談、第１１条において特定教育・保育施設等との連携、第１３条において支払、第１８条において緊急時等の対応、第２０条において運営規程、第２５条において虐待等の禁止、第２９条において苦情解決、第３３条において記録の整備等が、第３章、雑則として、第３４条において電磁的記録等について記載しています。

なお、利用料や利用可能時間については、国の指針により、今後、規則により定めていきたいと考えております。

附則として、この条例は、令和８年４月１日から施行するものであります。

続きまして、議案第１１３号津和野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを説明いたします。

本案は、議案第１１２号において説明しました、こども誰でも通園制度を事業実施する事業者に対する設備等の基準を定めるものであります。

条例の概要としましては、第１章、総則としては、主に第１条において趣旨、第５条において乳児等通園支援事業者の一般原則、第７条において安全計画の策定等、第１３条において虐待等の禁止、第１４条において衛生管理等、第１６条において乳児等通園支援事業所内部の規程、第１９条において苦情への対応等について記載されています。

第２章、乳児等通園支援事業としては、主に第２節、一般型乳児等通園支援事業の第２１条において設備の基準、第２２条において職員、第３節、余裕活用型乳児等通園支援事業の第２６条において、設備及び職員の基準等が記載されています。

なお、一般型乳児等通園支援事業とは、クラスの定員枠とは別に、利用枠や専用室を設け、かつ専任の保育士を配置するものであり、余裕活用型乳児等通園支援事業とは、定員に空きがある場合に受け入れるよう行うものであります。

第３章、雑則として、第２８条において電磁的記録について記載しています。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（岸田　道治君）　それでは、議案第１１４号津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、人事院規則の一部改正等を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の周知、制度に関する意向確認等の措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が改正された部分となります。

改正の主なものとしましては、第１８条の２、第１項では、本人またはその配偶者が妊娠または出産したこと等を申し出た職員に対する、出生時における仕事と育児との両立支援制度等の周知、制度利用についての意向調査等の措置について規定をしております。

１枚めくっていただきまして、同条第２項では、３歳に満たない子を養育する職員に対する、育児期における仕事と育児との両立支援制度等に関する周知、制度の利用について意向確認等の措置について規定をしております。

この条例は、令和８年１月１日から施行、経過措置については、公布の日から施行するものとしております。

以上でございます。

続きまして、議案第１１５号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取扱いに関し、所要の改正を行うものでございます。

２枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が改正された部分となります。

改正の主なものとしましては、１３条では、１枚めくっていただきまして、部分休業の承認について、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止しております。

１３条の２から１３条の４では、現行の部分休業１日につき２時間の範囲内に加え、１年、４月１日から３月３１日までにつき、７７時間３０分、１０日相当の範囲内の部分休業を新設をしております。

１枚めくっていただきまして、第１３条の５では、部分休業の取得形態を変更できる特別の事情について規定をしております。

附則としまして、この条例は、令和８年１月１日から施行するものとしております。

以上でございます。

続きまして、議案第１１６号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料表及び諸手当につきまして、所要の改正を行うものであります。

給料表の改正につきましては、平均改定率３．３％の改定となります。

新旧対照表の１ページ目、第１条関係、令和７年４月１日適用分を御覧ください。アンダーラインの部分が改正された部分となります。

第２０条では、宿日直手当について、勤務１回につき「４，４００円」を超えない範囲から「４，７００円」を超えない範囲に改めるものでございます。

第２１条第２項では、期末手当の支給割合について、６月支給の割合は現行どおりですが、１２月支給の割合を「１００分の１２５」から「１００分の１２７．５」に改めまして、年間で０．０２５％の引上げとなります。

第３項では、定年前再任用短時間勤務職員について、１２月支給の割合を「１００分の７０」から「１００分の７２．５」に改めるものでございます。

第２４条第２項１号では、勤勉手当の支給割合につきまして、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、６月の支給割合は現行どおりですが、１２月支給の割合を「１００分の１０５」から「１００分の１０７．５」に改めまして、年間で０．０２５月分引上げとなります。

第２号では、定年前再任用短時間職員につきまして、１２月の支給割合を「１００分の５０」から「１００分の５２．５」に改めるものでございます。

１枚めくっていただきまして、第２条関係の令和８年４月１日適用分を御覧ください。

第２１条第２項では、期末手当の支給割合について、６月支給及び１２月支給の割合をそれぞれ「１００分の１２６．２５」に、第３項では、定年前再任用短時間勤務職員につきまして、「１００分の７１．２５」に改めるものでございます。

第２４条第２項第１号では、勤勉手当の支給割合につきまして、定年前再任用短時

間勤務職員以外の職員の６月支給及び１２月支給の割合をそれぞれ「１００分の１０６．２５」に、第２号では、定年前再任用短時間勤務職員の６月及び１２月支給の割合をそれぞれ「１００分の５１．２５」に改めるものです。

この条例の第１条は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用するものとし、第２条は、令和８年４月１日から施行するものであります。

以上でございます。

続きまして、議案第１１７号津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、津和野町職員の給与に関する条例の一部が改正されることに伴い、会計年度任用職員に適用されます給料表につきまして、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとし、令和７年４月１日から適用するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第１１８号津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、令和７年７月２日に地方自治法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が改正された部分となります。

第２条では、地方自治法施行令第１７３条の４の条ずれに伴う改正を行っております。

附則としまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行するものとしております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　それでは、議案第１１９号について御説明いたしま

す。

津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正でございます。

このたびの一部改正は、診療に係る料金以外の料金について、近隣の医療機関と比較し低価となっていること、また、昨今の社会情勢から紙代、印刷費等の諸経費が継続的に上昇しており、現行の料金ではこれらの費用を十分に賄うことが難しくなっていることなどから、料金改定等を行うため、条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第３条では、保険診療に係る料金の算定根拠となる厚生労働省告示の改正に伴い、現行の告示番号を最新の告示番号に置き換えるとともに、関連法令の整理と条文の明確化を行うものです。

次ページを御覧ください。

別表につきまして、診断書等の料金が長年据え置かれており、実費との乖離が生じていた項目があることから、診断書、証明書、予防接種等の料金体系を見直し、実態に即した適正な料金設定とするため、健康診断書、生命保険用診断書、自賠責明細書、入院証明書についてそれぞれ１，０００円の増額を行うこと、また、新たな診断書種別の追加や予防接種の種類の増加により、現行別表では対応し切れない状況となっていたことから改正を行うものです。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は、令和８年１月１日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、「この条例の施行日の前日までに改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。」でございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　それでは、議案第１２０号について御説明いたします。

昨年度、令和６年２月２７日に、津和野町水道審議会から答申を受け、水道料金を令和７年から令和９年にかけて、現行から約４０％引き上げる方針を示しました。こ

の方針に伴い、令和７年度に１５％、令和８年度に１５％、令和９年度に１０％の水道料金の段階的な値上げを検討しています。

今回の改正は、２年目の１５％の値上げについての料金改定でございます。

この条例は、津和野町水道事業給水条例第２５条、第２８条関係の別表一部を改正するものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

それぞれ、基本料金、従量料金を１５％増額している表になっております。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、令和８年４月１日から施行する。

経過措置、改正後の条例別表第２５条、第２８条関係の規定は、令和８年５月分以降の分として徴収する料金について適用し、同年４月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１３．議案第１２１号

日程第１４．議案第１２２号

日程第１５．議案第１２３号

日程第１６．議案第１２４号

日程第１７．議案第１２５号

日程第１８．議案第１２６号

日程第１９．議案第１２７号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１３、議案第１２１号令和７年度津和野町一般会計補正予算（第４号）より、日程第１９、議案第１２７号令和７年度津和野町下水道事業会計補正予算（第２号）まで、以上７案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第１２１号令和７年度津和野町一般会計補正予算（第４号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億

９，８６０万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１１１億４，４１７万９，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１２２号令和７年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を９億６，０４２万２，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１２３号でございます。令和７年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ５２４万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１４億５，４２２万９，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１２４号令和７年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１７４万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３億２，８９５万５，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１２５号令和７年度津和野町病院事業会計補正予算（第１号）についてでございます。収益的収入を１，０２４万８，０００円追加し、収益的収入予算総額９億１，０４４万１，０００円、収益的支出を６０７万６，０００円追加し、収益的支出予算総額９億６２６万９，０００円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１２６号でございますが、令和７年度津和野町水道事業会計補正予算（第３号）についてでございます。収益的収入を６１２万９，０００円追加し、予算総額３億４，４５７万７，０００円、収益的支出を１，２８０万３，０００円追加し、予算総額３億１，６２５万１，０００円に、資本的収入を４３４万６，０００円追加し、予算総額２億４，７７２万円、資本的支出を１１万円減額し、予算総額３億９４１万９，０００円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１２７号でございますが、令和７年度津和野町下水道事業会計補正予算（第

２号）についてございます。収益的収入を１１１万５，０００円追加し、予算総額２億５，１６１万２，０００円、収益的支出を１１１万５，０００円追加し、予算総額２億５，１６１万２，０００円に、資本的収入を１９万９，０００円減額し、予算総額１億３，９３４万５，０００円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（岸田　道治君）　それでは、議案第１２１号令和７年度津和野町一般会計補正予算（第４号）を御説明いたします。

初めに、５ページ、タブレットでは７１ページを御覧ください。

第２表、地方債補正の追加及び変更でございます。

総額で１億６，３２０万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出の主なものから御説明します。

まず、全体を通しまして、人件費関連の項目につきましては、一般職及び会計年度任用職員の給与条例等の改正や、年度中に変更が生じた諸手当の変更によるものなどを計上しております。

２０ページ、タブレットでは８０ページを御覧ください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せて御覧ください。

総務費の財産管理費では、１枚めくっていただきまして、津和野庁舎耐震改修に伴う電話工事及びネットワーク工事に伴い工事請負費２，４４２万円を計上。備品購入費として、津和野庁舎耐震改修に伴う事務用家具等調達に伴い庁用器具費１，８１５万円を計上。

１枚めくっていただきまして、行財政改革推進費では、委託料として、職員の勤怠管理システムの導入に伴い勤怠管理システム導入支援業務委託料４４０万円を計上。

１枚めくっていただきまして、道の駅管理費では、なごみの里施設修繕工事に伴い工事請負費３，０６１万３，０００円を計上。補償・補填及び賠償金として、なごみの里ＺＥＢ化改修工事に伴う休業補償金１，５６０万４，０００円を計上。

物価高騰対応重点支援地方創生事業費では、１枚めくっていただきまして、税務住

民課分として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加計上された、国の令和７年度補正予算案（第１号）案が閣議決定されたことを踏まえ、生活支援給付金支援事業として、全町民につわみん生活応援券を１名につき１万円分を支給することに伴い、役務費として、応援券発送のための通信運搬費２５０万円を計上。委託料として、応援券換金事務等に伴う物価高騰対策重点支援給付金支給事務委託料２２２万７，０００円を計上。負担金補助及び交付金として、物価高騰対応重点支援給付金支援事業補助金６，２５１万円を計上しております。

続いて、３６ページ、タブレットでは８８ページを御覧ください。

民生費の老人福祉費では、老人保護措置費の負担金補助及び交付金として、吉賀町にあります銀杏寮における賄材料費の高騰に伴い養護老人ホーム負担金１１８万２，０００円を計上。

国民年金事務費では、委託料として、年金生活者支援給付金支援業務に係る国民年金システム改修に伴いシステム改修委託料１５９万８，０００円を計上しております。

続いて、４０ページ、タブレットでは９０ページを御覧ください。

児童福祉総務費では、委託料として、人件費及び物価高騰によるおやつ代に係る委託料の増額に伴い放課後児童クラブ運営委託料２６５万２，０００円を計上しております。

続いて、４６ページ、タブレットでは９３ページを御覧ください。

衛生費の環境衛生費では、負担金補助及び交付金として、合併処理浄化槽設置件数の増加に伴い合併処理浄化槽設置補助金１７４万２，０００円を計上しております。

続いて、５６ページ、タブレットでは９８ページを御覧ください。

農林水産業費の林業振興費では、実績に伴い津和野町有害鳥獣対策協議会貸付金１１３万６，０００円を減額しております。

続いて、６０ページ、タブレットでは１００ページを御覧ください。

商工費の商工振興費では、負担金補助及び給付金として、町内事業所の創業支援や店舗改修等への支援に伴う個別商業包括的支援補助金１０７万５，０００円を計上。

観光費では、１枚めくっていただきまして、需用費として、城山ライトアップ照明器具、城山ポンプ所及びトイレ棟制御盤等修繕料として２４２万７，０００円を計上

しております。

続いて、６８ページを、タブレットでは１０４ページを御覧ください。

土木費の土木総務費では、負担金補助及び交付金として、スケジュールや実施方法を見直す必要が生じたことに伴い地域インフラ群再生整備戦略マネジメント負担金２，１２３万８，０００円を減額。

１枚めくっていただきまして、道路維持費では、委託料として、津和野地区、日原地区における町道等の修繕や舗装修繕の追加に伴い道路維持業務料３４０万円を計上。町道金有線舗装工事、町道奥山線舗装工事等に伴い工事請負費２，５１３万４，０００円を計上。

道路新設改良費では、交付金の内示額減に伴い町道野中線道路改良工事及び町道円の谷線道路改良工事の工事請負費３，４２５万２，０００円を減額。

道路長寿命化対策事業費では、委託料として、実績見込みに伴い道路橋梁点検業務委託料２３０万５，０００円を減額。平野大橋、桧橋設計業務等に伴い長寿命化対策設計業務委託料４７７万８，０００円を計上。長寿命化対策工事の国庫補助金の内示額減等に伴い工事請負費５，４４６万４，０００円の減額。負担金補助及び交付金として、道路橋点検負担金実績見込みに伴い道路点検負担金２９１万円を減額。

１枚めくっていただきまして、河川環境整備費では、相撲ヶ原川の河床掘削工事等に伴い工事請負費１，０２９万６，０００円を計上しております。

続いて、７８ページ、タブレットでは１００ページを御覧ください。

消防費の非常備消防費では、報償費として、５名分の退職報償金２０６万５，０００円を計上。

災害対策費では、委託料として、災害時に自力で避難が難しい避難行動要支援者が安全に避難するための個別避難計画作成に伴う個別避難計画作成業務委託料１８２万円を計上。

広域市町村圏事務組合消防費では、負担金補助及び交付金として、構成市町村負担金の増額補正に伴い、１０７万４，０００円を増額しております。

続いて、８２ページ、タブレットでは１１１ページを御覧ください。

教育費の教育諸費では、委託料として、津和野中学校屋内運動場空調設備設置工事

実施設計に伴い学校屋内運動場空調設備設計業務委託料２８９万１，０００円、また、津和野町立小中学校ＬＥＤ化監理業務委託料２５４万３，０００円を計上。町立小中学校ＬＥＤ化工事に伴い工事請負費８，２７７万１，０００円を計上。津和野中学校等の温風暖房機の更新に伴い備品購入費１７９万３，０００円を計上しております。

続いて、８８ページ、タブレットでは１１４ページを御覧ください。

社会教育総務費では、名賀地域センタートイレ改修工事及び日原地域活動拠点施設光引込・電話設備工事に伴い工事請負費６０３万９，０００円を計上。委託料として、１枚めくっていただきまして、日原地域活動拠点施設用ネットワーク構築に伴いネットワーク設定業務委託料１６５万円を計上しております。

続いて、９４ページ、タブレットでは１１７ページを御覧ください。

森鴎外記念館費では、需用費として、森鴎外記念館開館３０周年記念鴎外宛書簡集第一集の印刷製本費１０３万４，０００円を計上しております。

続いて、１０２ページ、タブレットでは１２１ページを御覧ください。

体育施設費では、委託料として、池河体育館空調設備設置工事実施設計に伴い体育館空調設備設計業務委託料２７４万４，０００円を計上しています。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので、１０ページ、タブレットでは７５ページにお戻りください。

地方交付税では、普通交付税５，８００万円を計上しております。

国庫支出金の総務費国庫補助金では、国の補正予算追加計上に伴い重点支援地方交付金６，８２４万８，０００円を計上。土木費国庫補助金では、交付金内示額減に伴い社会資本整備総合交付金２，４６３万３，０００円を減額。補助金内示減額に伴い道路メンテナンス事業費補助金６，９４０万１，０００円を減額しております。

委託金の民生費委託金では、国民年金システム改修に伴い国民年金事務費委託金１５９万８，０００円を計上しております。

１枚めくっていただきまして、財産収入の財産売払収入では、安野光雅美術館のミュージアムグッズ売払収入１００万７，０００円を計上しております。

繰入金の基金繰入金では、財政調整基金を繰入金として８，５００万円計上しております。

諸収入の貸付金元利収入では、津和野町有害鳥獣対策協議会貸付金返還金１１３万６，０００円を減額しています。

雑入では、消防団５人の消防退職報償金２０６万５，０００円。総務財政課として、落雷による建物災害共済金１９４万７，０００円。つわの暮らし推進課として、デジタル技術・機器導入支援事業補助金３００万円。健康福祉課として、生活保護費等国庫負担金追加交付金等によるもの６２４万１，０００円を計上。安野光雅美術館費として、画像データ貸出料３３万円を計上しております。

１枚めくっていただきまして、町債の総務費では、一般単独事業債として、津和野庁舎耐震化改修に伴う電話工事及びネットワーク工事の計上に伴い合併特例２，３１０万円を計上。過疎対策事業債として、なごみの里施設修繕工事の計上に伴い産業振興施設整備事業３，０６０万円を計上。土木債では、一般単独事業債として、地域インフラ群再整備戦略マネジメント負担金の減額。町道金有線舗装工事等の計上に伴い合併特例６９０万円の減額。辺地対策事業債として、町道野中線工事費減額に伴い道路橋梁整備事業２３０万円を減額。過疎対策事業債として、道路長寿命化対策事業の交付金内示減額に伴う財源振替。町道円の谷線工事費減額に伴い道路橋梁整備事業４９０万円を計上。緊急自然災害防止対策事業債として、日原地区側溝整備工事等の計上に伴い１，６６０万円を計上。緊急浚渫推進事業債として、相撲ヶ原川の河床掘削工事の計上に伴い、７００万円を計上しております。

教育債では、過疎対策事業債として、日原地域活動拠点施設光引込・電話設備工事、ネットワーク構築業務等に伴い教育の振興事業３７０万円を計上。一般単独事業債として、町立小中学校ＬＥＤ化工事の計上に伴い合併特例８，１００万円を計上。緊急防災・減災事業債として、池河体育館及び津和野中学校屋内運動場空調設備設置工事実施設計業務の計上に伴い緊急防災・減災事業５５０万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第１２２号令和７年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、１０ページを、タブレットでは１３５ページを御

覧ください。

総務費の一般管理費、給料２６万７，０００円増、職員手当等３８万６，０００円増、共済費７万３，０００円増は、職員の給与条例の改正等によるものであります。

次のページ、保険給付費の出産育児一時金５０万円増は、実績見込みによるものであります。

次のページは飛ばしまして、１６ページ、諸支出金の償還金５７万１，０００円増は、令和６年度分保険給付費等交付金の確定によるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、８ページを、タブレットでは１３４ページを御覧ください。

一般会計繰入金の職員給与費等繰入金７２万６，０００円増は、歳出の一般管理費で説明した職員の給与条例等の改正によるものであります。

その下、出産育児一時金等繰入金３３万３，０００円増、その下、財政安定化支援事業繰入金２０８万４，０００円減、その下、その他一般会計繰入金の地方単独医療カット分１０４万９，０００円増は、全て実績見込みによるものであります。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　議案第１２３号を御説明いたします。

令和７年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第３号）でございます。

予算書１０ページ、タブレットでは１５０ページの歳出を御覧ください。

総務費、総務管理費の一般管理費でございます。給料、職員手当等、共済費の合計４６万３，０００円の増額につきましては、職員の給与条例の改正によるものでございます。委託料につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料として４１３万９，０００円を計上しております。

予算書１４ページ、タブレットでは１５２ページを御覧ください。

保険給付費の介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費１，２００万円の増額、施設介護サービス給付費１，２００万円の減額は、令和７年度実績見込みによるものでございます。

１ページめくっていただきまして、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費

の包括的・継続的ケアマネジメント事業費、給料、職員手当等共済費の合計７４万円の増額につきましては、職員の給与条例の改正によるものでございます。

戻りまして、予算書８ページ、タブレットでは１４９ページの歳入を御覧ください。

国庫支出金、国庫負担金の介護給付費負担金５０万円の増額、県支出金、県負担金の介護給付費負担金５０万円の減額は、歳出で説明しておりますサービス給付費の実績見込みによるものでございます。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金５２３万円の増額は、歳出で説明をしました事業費の増額によるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第１２４号令和７年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、１０ページを、タブレットでは１６５ページを御覧ください。

一般管理費の委託料１７４万3，０００円増は、来年度賦課から始まる子ども・子育て支援金制度のためのシステム改修委託料によるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、８ページを、タブレットでは１６４ページを御覧ください。

国庫支出金の子ども・子育て支援金制度施行準備事業費補助金１７４万3，０００円増は、先ほど歳出で説明したシステム改修に対する国の補助金となります。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　議案第１２５号を御説明いたします。

令和７年度津和野町病院事業会計補正予算（第１号）でございます。

予算書１４ページ、タブレットでは１７９ページの下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

病院事業費用、医業費用の給与費でございます。給料、職員手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、退職組合負担金の合計５５万7，０００円の増額は、職員の給与条

例の改正によるものでございます。

減価償却費につきましては、令和６年度に施工いたしました工事及び購入機器の確定に伴い、建物減価償却費４４４万２，０００円、機械備品減価償却費５０万円をそれぞれ増額しております。

医業外費用の支払利息につきましては、企業債支払利息の確定に伴い５７万７，０００円を増額しております。

戻りまして、上段の収入を御覧ください。

病院事業収益、医業外収益、負担金・交付金の他会計負担金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました病院事業費用の増額に伴い、６０７万５，０００円を増額。長期前受金戻入れにつきましては、令和６年度に施工いたしました工事費に係る国の補助金の確定に伴い、１１０万６，０００円を計上しております。

特別利益の過年度損益修正益につきましては、令和７年２月、３月分の診療報酬等の額の確定に伴い実績額が未収金計上額を上回った額３０６万７，０００円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　それでは、議案第１２６号を御説明いたします。

令和７年度津和野町水道事業会計補正予算（第３号）でございます。

資料１４ページ、タブレットで１９３ページの収益的収入及び支出を御覧ください。

下段、収益的支出でございます。

営業費用の原水及び浄水費でございます。人件費でございますが、給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費につきましては、職員の給与条例の改正等に伴うものと会計年度任用職員分を合わせまして、合計６７万円を増額しております。修繕費につきましては、瀬戸配水流量計修繕、門林滅菌タンク電極取替え、ほか漏水修繕３件等、合計して２０４万円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。人件費でございますが、給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費につきましては、職員の給与条例の改正等に伴うもので、合計６６万６，０００円を増額しております。光熱水費でございますが、配水

施設電気代２１万円を増額しております。委託料でございますが、家庭用給水メーター取替業務委託の精算により１４万円減額しております。修繕費につきましては、漏水修繕５件、元笹山配水水位信号機修繕等により、合計１３０万円を増額しております。薬品費でございますが、次亜塩素酸９万４，０００円を増額しております。

次ページを御覧ください。

続きまして、総係費でございます。人件費でございますが、給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費、退職手当組合負担金につきましては、職員の給与条例の改正等に伴うものと会計年度任用職員分を合わせまして、合計９９万３，０００円を増額しております。旅費につきましては、日本水道協会全国大会の参加により、３万４，０００円増額しております。修繕費につきましては、公用車３台分の車検時による修繕を１５万５，０００円増額しております。使用料でございますが、コピー代４万５，０００円を減額しております。保険料でございますが、建物火災共済３，０００円を増額しております。

続きまして、資産減耗費でございます。固定資産除却費でございますが、調査に伴い６８５万９，０００円を追加計上しております。

１４ページに戻りまして、上段、収益的収入でございます。

営業収益のその他営業収益の分担金につきましては、２件の新規加入分５２万８，０００円を増額しております。手数料でございますが、閉開栓手数料の増に伴って６万円増額しております。

営業外収益の受取利息及び配当金でございます。貯金利息７万６，０００円の増額、基金利息８万５，０００円の増額をしております。

他会計補助金でございます。一般会計補助金につきまして、先ほど支出でございました営業費用の増額に伴い、５１９万５，０００円を増額しております。長期前受金戻入れにつきましては、国庫補助金部分等の収益可能額で１８万５，０００円を追加計上しております。

続きまして、１８ページ、タブレットは１９５ページの資本的収入及び支出を御覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

建設改良費の施設整備費でございます。消耗品費でございますが、事務用品費等を３万円ほど増額しております。光熱水費につきましては、ガス水道料金合わせて８，０００円増額しております。通信運搬費は、携帯電話使用料を１万７，０００円増額しております。工事請負費につきましては、町道喜時雨線配水管布設替工事の完了精算により１１万円減額しております。使用料でございますが、公用車リース料代を５万５，０００円減額しております。

続きまして、上段の資本的支出の収入でございます。

資本的収入の県補助金でございます。県道改良工事に伴う水道管支障移転の工事完了に伴い４３４万６，０００円を増額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第１２７号を御説明いたします。

令和７年度津和野町下水道事業会計補正予算（第２号）でございます。

次ページ、２ページを開いてください。

第４条、企業債補正の変更でございます。８０万円の減額補正を行っております。

なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

続きまして、１２ページ、タブレットでは２０７ページ、下段の収益的収入及び支出を御覧ください。

下水道事業費用、営業費用の管渠費でございます。光熱水費でございますが、電気料を２０万円増額しております。下水道事業費用、営業費用の処理場費でございます。光熱水費でございますが、電気料を２０万円増額しております。手数料でございますが、清水管理センター消火器法定点検検査手数料に１，０００円の増額をしております。

下水道事業費用、営業費用の総係費でございます。人件費でございますが、給料、手当、法定福利費、賞与引当金繰入額、退職手当負担金につきましては、職員の給与条例の改正等に伴うもので、合計７０万円増額しております。会議費でございますが、下水道島根県支部総会の参加により、１万４，０００円増額しております。

上段の収入を御覧ください。下水道事業収益、営業外収益の他会計補助金でございます。支出で御説明いたしました事業費の増額により、１１１万５，０００円を増額

しております。

次ページの資本的収入及び支出の収入でございます。企業債でございますが、８０万円減額しております。

資本的収入の他会計補助金でございますが、２２万９，０００円の減額をしております。負担金の受益者負担金でございます。１１件の新規加入があったことから８３万円の増額をしております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時06分散会

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員